

被災した家屋等の解体・撤去について（公費解体・自費解体）

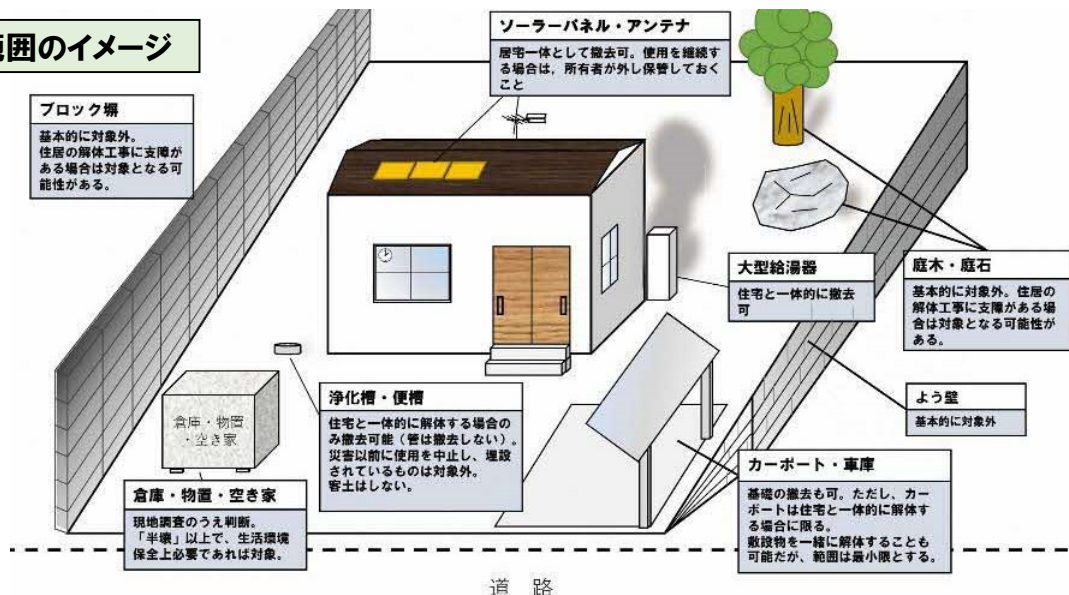
1 事業の概要

令和8年熊本地震によって損壊した個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等で、り災証明書または被災証明書で「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の被害を受けたものについて、宇城市（以下「市」という。）が所有者の申請に基づき、解体・撤去の支援を行います。

被災家屋等の解体・撤去を行うには、「公費解体」と「自費解体」の二つの方法があります。

方法	特徴	留意点
公費解体	●被災した家屋を所有者に代わって市が解体（工事契約～費用支払い）するもの。 ➔ 申請者の金銭的な負担が少ない。	●入札事務等で解体着工まで期間を要する。 ●家屋の損壊が激しい（危険な）ものを優先的に着工するため、先着順とは限らない。 ●未登記や未相続の場合は、権利関係者からの同意書徴収など、事務的な負担が大きい。
自費解体	●所有者が自ら業者に依頼し解体を行った上で、解体費用を市に請求して償還を受けるもの。 ➔ 早期に着工できる。 ※できる限り複数の業者から見積書をとって、適正な価格で契約するよう努めてください。	●市が定めた基準額が償還上限額となり、全額償還されない可能性がある。（支払額≧償還額） ●工事費支払いで一時的な金銭的な負担が大きい。 ※基準額は決定次第、市ホームページ等で公表します。（9月以降を予定しています）

解体対象範囲のイメージ



注意：ブロック塀などの工作物のみを単独で解体・撤去する場合は対象となりません。

2 対象者（申請者）

対象者は、対象となる家屋等の所有者及び委任を受けた代理人です。法人の場合は「中小企業法第2条」による中小企業者（中小企業者並みの公益法人も含む）に限りします。

3 申請方法（相談・受付）

※現在準備中のため、受付期間等の詳細については決定次第、速やかにお知らせします。

4 自費解体の注意事項

- ①償還額は、原則として登記面積×基準単価で算出します。登記面積と現況面積に相違がある場合は、必ず測量写真(数値目盛り近影含む)、解体面積（延床面積）が分かる求積図を提出してください。
- ②工事前・工事中・工事後の写真、契約書、見積書、領収書、廃棄物処理に係る帳票類（計量伝票、マニフェスト伝票）は提出が必要になります。
- ③解体・撤去に要した費用のうち、市の基準を超える部分は自己負担となります。（市の基準は算定中のため、決定後に速やかにお知らせします）